

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 令和5年6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
16	(事業名・地区) 十間川 広域河川改修事業 (事業位置) 出雲市湖陵町地内 (事業費) 6,057,000 千円 (事業概要) 全体延長 L=7.55km 差海川 L=1.80km 神西湖 L=3.00km 十間川 L=2.75km 築堤、掘削、護岸、樋門、橋梁、堰 (事業主体の根拠) 河川法第9条2項 (再評価区分) ④再評価実施後5年経過し継続中 (担当部課名) 土木部河川課	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度:1975(S50)年度 用地着手年度:1976(S51)年度 工事着手年度:1976(S51)年度 完了予定年度:2031(R13)年度 経過年数:49年 (進捗状況と今後の見込み) 令和5年当初までの事業費で進捗率を記載 進捗率:75% 用地:41% 工事:78% 令和13年度完了予定	(事業導入の経緯・目的) 十間川は神西湖周りの低い低湿地帯に位置し、日本海に通じる差海川の断面が狭小なために発生する神西湖水位の上昇と、神西湖へ流入する河川の断面が狭小なことによる影響で河川背後地への浸水被害が発生している。昭和39年、47年洪水を契機に昭和51年より河川改修に着手した。 (事業を取り巻く社会情勢) 神西湖、十間川下流部周辺の平坦地には田園地帯が広がる一方、上流部では都市化傾向が進み、出雲市西部の拠点として発展している。 ソフト対策として、島根県水防情報システムにより雨量や水位を配信し、防災意識の向上を図っている。 (事業に対する地元情勢・計画の熟度) 平成16、17年度に地元代表者及び学識経験者等で組織する検討会を開催し、その検討結果をH20策定した河川整備計画に反映していることから、地元の関心は高く、神西湖利用や十間川未改修部の要望は強い。	(費用対効果) b/c=4.05 (コスト削減・代替案等) 築堤材料について建設発生土の有効利用を図る。段階的施工により事業効果の早期発現を図る。 (その他の効果) 神西湖湖岸堤の築堤により湖岸の散策スペースが確保され、ふれあいの場が創出される。	(生活環境・自然環境への影響) 環境配慮の取組状況 ・共通配慮事項 別添『取組シート』のとおり (事業を中止した場合の影響) 浸水被害が頻発し、河川背後地、出雲市西部の拠点として地域開発の妨げとなる。 浸水年 S39,47,56,59,60,61,63,H1,5,6,7,8,,13,14,15,16,17,18,23,25,R3 被害実績 S39:浸水家屋1829戸 浸水面積660ha S47:浸水家屋318戸 浸水面積391ha	(方針案) 継続 (継続・中止の理由) 下流の差海川工区は概成しているが神西湖を含めた上流域は未だ治水能力が低く、浸水被害の解消が図れないことから、治水対策を継続することは必要である。

※環境への配慮欄の『個別配慮事項』は、『環境への配慮』取組シートの個別の配慮事項を概略で記載する。

十間川 広域河川改修事業

河川概要

十間川は神西湖周りの低い低湿地帯に位置し、日本海に通じる差海川の断面が狭小なために発生する神西湖水位の上昇と、神西湖へ流入する河川の断面が狭小なことによる影響で河川背後地への浸水被害が発生している。昭和39年、47年の2度にわたる大水害を契機に抜本的な治水対策を必要とし、昭和51年より河川改修に着手した。

事業概要

1. 昭和39年、昭和47年と同等の洪水を安全に流下させるため、築堤、掘削、護岸工による河道の拡幅を行う
2. 神西湖の低地部に湖岸堤を築き、貯留機能を向上させる。



①出水状況(H13.6)



②改修後状況(R5.4)



十間川
標準断面図

